

「表紙共 11 枚」

令和 5 年 11 月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和5年12月8日(金曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	12 番 中島幸一郎
2 番 中島浩司	13 番 平川 修
4 番 穴井浩司	14 番 横田秀喜
5 番 河津祐二	15 番 川津清則
6 番 川良澄子	16 番 井上俊勝
8 番 湯浅正徳	17 番 財津満寿光
9 番 樋口虎喜	18 番 梶原真悟
11 番 原田文利	19 番 河津裕治

4 出席事務局職員

主幹(総括) 今田秀樹 主査 麻生純一 主査 小野芳也 主任 中村 仁 主任 櫻木悠輔

11月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

第6号 12月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地造成にかかる一時転用の届出の件

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

第3号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

7 その他

(1) 令和5年10月定例総会 議案第6号日田市農業振興地域整備計画の用途変更案件について（結果報告）

(2) 12月現地調査

日 時：12月21日(木) 午前9時～

※ 調査委員のみ

(3) 12月調査委員会

日 時：12月26日(火) 午前9時～

※ 会長・副会長・調査委員

(4) 12月定例総会

日 時：1月9日(火) 午後2時～

会 場：7階 大会議室

(5) 行事日程

12月21日(木) 常設審議委員会(大分市) *会長

1月9日(火) 農業委員会新年会 ◆市長出席

1月23・24日(火・水) 農業委員会 先進地視察(福岡県豊前市・熊本県上益城郡御船町)

(6) その他

・「11月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

・「11月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、農業委員は、3番 飯田隆委員、7番 綾垣和子委員、10番 高瀬義徳委員から欠席届が出ております。推進委員は、三芳地区 室哲也委員から欠席届が提出されましたので、ここでご報告いたします。</p> <p>総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員16名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。その際、職員がマイクを持っていきますので、マイクをお持ちになり喋るようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切ってくださいか、マナーモードにさせていただきますよう、再度ご確認をお願いします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議事をお願いします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。今年最後の農業委員会の定例総会でございます。最後までご慎重なご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員の木薮一敏さんが、担当区域光岡でございました。病気のために11月30日をもって辞職されました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>また、法第3条申請の時の農地を取得される方で、耕作放棄などがある方についてですが、農地の確認等を農業委員会事務局が行いますので、所有される農地の改善がなされた後に、申請または受付になりますので、よろしくをお願いしたいと思います。近頃、このトラブルが結構あって、事務局の方も困惑しておりますので、なるべく皆さん方には、よろしくをお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、着座いたしまして、議事進行してまいりたいと思います。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。 それでは、議事録署名委員を、16番の井上俊勝委員、17番の財津満寿光委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>今回、議案訂正はございません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 では、早速議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、6番 川良澄子委員、9番 樋口虎喜委員、11番 原田文利の3名の方でございました。調査委員長は、11番の原田文利委員の方をお願いしたいと思います。 それでは原田文利委員、一言、調査員としてお願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (原田文利)</p>	<p>11番の原田です。 11月、今月の調査員ということで、本来、総会では飯田隆委員が選任されておりましたが、何か、近所で不幸があった、ということで急遽変わったところでございます。 11月24日、現地の方を、川良委員と樋口委員と回ってきましたので、案件について、審議の方、よろしくをお願いしたいと思います。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 では、早速議案の審議に入りたいと思います。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件、5件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。それでは始めさせていただきます。 議案1ページ、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は5件の申請がありました。 番号79、大字友田〇で、地目は台帳が田、現況が畑、面積が114㎡です。 譲渡人は日田市北友田2丁目の〇さんで、譲受人は福岡県の〇さんです。後継者がいないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。譲受人は福岡に住所がありますが、大字友田の〇に拠点となる家がありまして、週に2、3回は耕作に来てられる方になります。農地の方も日田市に所有をされております。今年も水稻等を作付し、農機具も多く所有されている方になります。スライドに行きます。日田市学校給食センターのところからトライアルの方に行きまして、オーマイパン(有)さんの方の横の河川のところの農地になります。赤丸のところになります。これが航空写真になります。拡大した航空写真になります。字図です。こちらが現況の写真になります。 続いて、番号80、大字夜明〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が400㎡です。 譲渡人を日田市大鶴町の〇さんで、譲受人は日田市大鶴町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請になります。スライドに行きます。211号線を下の方に行きまして、老松資料酒造株式会社の方から、山口公民館の方に入った赤い丸のところ申請地になります。航空写真になります。こちらが航空写真を拡大したのものになります。字図になります。写真の方が、入口から撮りました写真方向①と奥側から撮りました方向の②の写真がありますので、続けて出したいと思います。こちらが道側から見た入口の方の写真になります。こちらは奥側から撮りました写真になります。 続いて番号81、大字上野〇、地目は台帳・現況ともに田、面積が934㎡です。 譲渡人は日田市上野町の〇さんで、譲受人は日田市北友田1丁目の〇さんです。体調不良のために譲り渡</p>

<p>調査委員長 (原田文利)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。上野浄水場の信号機のところを曲がり、鏡坂の方におりたところの赤い丸の農地になります。航空写真になります。拡大した、航空写真になります。こちらが字図です。こちらが現況の写真になります。</p> <p>続いて番号82、天瀬町塚田〇と〇で、地目はともに、台帳が田、現況が畑、面積が合計602㎡になります。</p> <p>譲渡人は日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は、日田市天瀬町の〇さんです。高齢のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。広域農道の方から、本城を曲まして、塚田温泉に入るところの古賀の五差路付近になります。こちらが航空写真になります。拡大した航空写真になります。こちら現況の写真になります。</p> <p>次に行きます。続いて番号83、大字庄手〇で、地目は台帳・現況ともに田、面積が758㎡です。</p> <p>譲渡人は日田市下井手町の〇さんで、譲受人は日田市三本松2丁目の〇さんです。譲受人の申し出により譲り渡したい、農地を取得して農業を行いたい、とのことでの申請です。新規の方になりますが、農機具等はリース等を検討しております。スライドに行きます。三隈中学校から、亀川公民館の間にあります日田園ヘルスケアセンターさんの隣の農地になります。航空写真です。拡大した航空写真になります。字図です。こちらは現況の写真になります。奥側の方に、農機具等の進入路があって、日田園の横から進入口がございます。それでは以上になりますので、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。</p> <p>我々が現地調査した結果、特に問題無いと思われます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の1から2ページが、農地法第3条についてになってお</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ります。全てに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。 事務局の報告にあるようにですね、許可との結論でございます。 皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。 ありませんか。 無かったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認いただけますでしょうか。 ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 賛同いただける推進委員の方々の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、次に参りたいと思います。 議案第2号です。4ページ、農地法第4条の規定による許可申請の件、4件でございます。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>私の方から、議案第2号、農地法第4条の申請について説明いたします。 今月は、4件、申請が出ております。 まずは番号28です。申請地は前津江町大野〇の第2種農地となります。地目は台帳が畑、現況が宅地、面積は98㎡です。</p> <p>申請人は前津江町の〇さんです。申請理由は、既に進入路用地及び植栽しているものの、許可を得ていなかったため申請するものです。こちらは追認の案件となりますので、始末書を徴取いたします。それでは場所の説明です。こちら赤い丸で示しているところになります。県道日田鹿本線を通りまして、前津江振興局を過ぎまして、南側に下って行きまして、大野の老松天満社方面に向かう道の途中、こちらが対象農地となります。こちらが航空写真です。この赤い丸で囲んでる付近が対象農地です。こちらが航空写真を拡大したのものになります。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。こちら赤で囲んでる部分が、対象の農地となっております。一部、隣に、黄色の破線の部分ございますが、こちらも含んで進入路となっております。こちらは大分県が持っております用地となっております。こちらは、赤で囲んだ部分の〇さんが持っておりました農地と、一筆になっておったんですけども、県の方の水路用地としてですね、県が買収いたしまして、そのときに、〇さんとのお話の中で、この進入路を県の方で造って、現在に至ってる状況となっております。</p> <p>続きまして番号29です。申請地は大山町西大山〇と〇の第2種農地になります。地目は二筆とも台帳・現況 畑となります。面積は合計で1,968㎡です。</p> <p>申請人は大山町の〇さんです。申請理由は、申請地を植林し、山林として利用したいとのことです。場所の説明をいたします。赤い丸で示してるところになります。国道212号の道沿いになります。近くには、南に下ったところに旧鎌手小学校がございます。こちらが航空写真です。この赤い丸で囲んでるところが対象農地となります。こちらが航空写真を拡大したものとなります。こちらが字図です。次は、現況写真になるんですけども、農地が大きかったもので、写真をですね、2枚に分けさせてもらっています。撮影方向①と</p>
-----------------------	---

撮影方向②、この順番で、今から現況写真を出したいと思います。こちらが撮影方向①の現況写真となります。○になります。続きまして、こちらが撮影方向②の写真です。○と○の写真となっております。こちらはですね、今回の転用に伴いまして、農振に入っておりましたが、農振の除外を行っております。

続いて番号30、申請地は大山町西大山○の第2種農地となります。地目は台帳が田、現況が宅地、面積は70㎡です。申請人は大山町の○さんです。申請理由は、既に宅地の一部としているものの、許可を得ていなかったため申請するものです。こちらは追認の案件となりますので、始末書徴取いたします。それでは場所の説明です。こちら赤い丸で示してるところになります。国道212号沿いのミニストップ日田鎌手店さんの隣に位置しております。こちらが航空写真です。この赤い丸で囲んでる部分が対象農地となります。こちらが航空写真を拡大したものとなります。こちらが字図です。こちらが現況写真です。この赤で囲んでる部分が対象の農地となっております。こちら農地につきましても、農振の方に入っておりましたが、転用に伴いまして農振の除外を行っておる農地となっております。

続いて番号31です。申請地は田島二丁目○ほか二筆の第3種農地になります。地目は○が台帳 田、現況が公衆用道路、○が台帳 田、現況が水路、○が、台帳が田、現況が宅地です。面積は三筆合わせまして28.36㎡となります。

こちらの土地は申請人が3名いらっしゃいます。それぞれ3分の1ずつ所有権を持っております。3名とも福岡県在住となっております。○さんと○さん、○さんとなります。申請理由ですが、既に公衆用道路用地及び、水路・宅地として利用しているものの、許可を得ていなかったため申請するものとなります。こちら追認の案件となりますので、始末書の方を徴収いたします。それでは場所の説明をいたします。こちら日田市役所から法務局方面に向かう道の途中を、北側に進んだ、この赤い丸で示しているところが対象の農地となります。こちらが航空写真です。この赤い丸の部分が対象農地となっております。こちらが航空写真をちょっと拡大したものとなります。こちらが字図です。こちらが現況写真です。この赤の部分○の現況写真となります。続きまして、この黄色の部分です。○の現況写真となります。最後は○の現況写真です。この青で囲んでる部分が対象の農地となります。

それでは、現地にご同行いただきました調査委員長からご意見をいただこうと思います。

<p>調査委員長 (原田文利)</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>4条については、今、説明ありましたように、追認が3件ほどあるんですけども、今の農地の形状に合わせると思いますか、以前は農道としての利用もあったり、水路を付け替えたり、道路付け替えたりと、当然、その当時にしなければいけないところでしたけども、やむを得ないかな、という判断をしたところでございます。</p> <p>ということで、特に問題無いと思われまして。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。チェックシートの3ページから4ページが4条のチェックシートとなっております。こちらの全ての項目に該当しないことが、許可の要件となっておりますが、どこにも該当しておりませんので、許可は問題無いです。</p> <p>事務局からは以上となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、また、調査委員長の説明にあるようにですね、追認が3件でございます。ほかはですね問題が無いということでございます。</p> <p>皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思っております。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>無ければ、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただけまじょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただけるの推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
	<p>全会一致でございますので、議案第2号は、原案どおり許可相当といたします。</p>
	<p>続きまして6ページですね議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、7件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>私から、議案第3号 農地法第5条について説明いたします。</p>
	<p>今日は7件の申請が出ております。</p>
	<p>まずは番号38、大字高瀬○の第3種農地です。地目は台帳が田、現況が水路及び宅地、面積は20㎡となります。</p>
	<p>譲渡人は南元町の○さん、譲受人は高瀬本町の○さんです。申請理由は、既に水路及び宅地に転用して</p>
	<p>しましたが、許可を得ていなかったため申請するものです。こちらは追認の案件となりますので、両名から始末書徴取いたします。場所の説明です。こちら赤い丸で示しているところとなります。この県道日田鹿本線</p>
	<p>を通りまして、高瀬本町公民館方面に向かう道の先に申請地がございます。こちらが航空写真です。この赤い丸で囲んでる部分が対象の農地となっております。こちらが航空写真を拡大したものとなります。こちらが字図です。続いて現況写真ですが、写真を二方向から撮っております。撮影方向①がこちらの方向から</p>
	<p>と、撮影方向②の方向の2枚写真を撮っておりますので、撮影方向①から順番に写真を出していきたいと思</p>
	<p>います。こちらが撮影方向①の写真です。続きまして、こちらが撮影方向②の写真となっております。</p>

続いて番号39です。天瀬馬原〇の第2種農地となります。地目は台帳・現況ともに畑、面積は431㎡です。

貸渡人は、天瀬町の〇さん、借受人が同じく天瀬町の〇さんです。こちらへお二人は親子の関係にございます。申請理由ですが、申請地を借り受けまして、一般住宅として利用したいとのことです。場所の説明です。国道212号を東溪中学校方面に、向かいまして、そこから尾戸集会所方面に山の方へ登っていった道の途中、こちら赤い丸で示しているところになります。こちらが航空写真です。この赤い丸で示しているところが対象の農地となります。こちらが航空写真を拡大したものとなっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。この赤で囲んでる部分が対象の農地となっております。

続いて番号40です。大字三和〇と〇の第3種農地となります。地目は両筆とも台帳 田、現況 畑、面積は二筆合わせまして1,416㎡です。

譲渡人は滋賀県の〇さん、譲受人は日ノ出町の〇さんです。申請地を譲り受けまして、賃貸共同住宅として利用したいとのことです。場所の説明です。こちら赤い丸で示しているところになります。日ノ出第一交差点から、緑ヶ丘第二幼稚園方面に向かう道の途中、この赤い丸で示しているところが、対象の農地となっております。こちらが航空写真です。この赤い丸の部分が対象の農地です。こちら航空写真を拡大したものとなります。こちらが字図です。次が現況の写真となりますが、農地が大きかったもので撮影方向を①と②と2枚に分けております。順番に①から②と写真を出していきます。こちらが撮影方向①の写真となっております。続いて、こちらが撮影方向②の写真です。

続いて番号41です。大字高瀬〇の第2種農地となります。地目は台帳 田、現況 畑、面積は213㎡です。

譲渡人は琴平町の〇さん、譲受人は同じく琴平町の〇さんです。こちらお二人は親子関係となります。申請地を譲り受けまして、一般住宅として利用したいとのことです。それでは場所の説明です。こちら県道日田鹿本線を、大宮公民館方面に向かう道の途中を少し南に入ったところ、この赤い丸で示してるところとなります。こちらが航空写真です。こちらが航空写真を拡大したものとなります。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。

続きまして番号42です。対象農地は大字西有田〇の第3種農地となります。地目は台帳・現況とも に田

となっています。面積は796㎡です。

譲渡人は上手町の〇さん、譲受人も同じく上手町の〇さんです。申請地を譲り受けまして、宅地分譲用地3区画として利用したい、とのこと。それでは場所の説明です。こちら赤い丸で示してるところになります。申請地の北側には大分自動車道が通っておりまして、南側には北部中学校などがございます。こちらが航空写真です。こちら航空写真を拡大したものとなります。こちらが字図です。こちらが現況写真となっております。

続いて番号43です。対象農地は大字渡里、〇の第1種農地です。地目は台帳・現況ともに畑、面積は287㎡です。

譲渡人は清岸寺町の〇さん、譲受人は山田町の〇さんです。申請地を譲り受けまして、駐車場用地として利用したい、とのこと。それでは場所の説明です。こちら赤い丸で示したところになります。清岸寺町の方からJAおいたさん梨選果場方面に向かいまして、そこから少し北に向かったところ、赤い丸で示したところになります。近くには譲受人であります〇さんの会社がございます。こちらが航空写真です。こちらが航空写真を拡大したものとなります。この赤の部分が対象の農地となっております、この黄色の部分が、既に〇が持っております。駐車場となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。この赤の部分が新たに申請してる土地となっております。次は利用計画です。一応、こういうカタチで使うように計画をしております。

では続きまして番号44です。対象農地は、大字十二町〇の第3種農地です。地目は台帳・現況ともに畑、面積は89㎡です。

譲渡人は新治町の〇さん、譲受人は田島本町の〇さんです。申請地を譲り受けまして、駐車場用地及びゴミ収集場として利用したいとのこと。場所の説明です。こちら赤い丸で示しているところで、こちら国道386号をコープ新治店さんを過ぎまして、南に進んだところのサニクリーン九州日田営業所さんを、奥に入ったところ、この赤い丸で示したところになります。こちらが航空写真です。こちら航空写真を拡大したものとなります。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。こちらが利用計画図になります。ごみステーション、ゴミを収集置き場を置きまして、残りを駐車場として車を停めるというような計画

<p>調査委員長 (原田文利)</p>	<p>になっております。 以上、5条は7件となります。 それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長からご意見いただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>はい、追認が、今、1件ありましたけども、ほかについては別に問題無いと思われます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それではチェックシートに移ります。資料No.1の5ページから8ページに、5条のチェックシートがございます。その中で、番号が43の部分なんですけど、こちら第1種農地に該当してあります。 転用につきましては、こちら第1種の例外、既存施設の拡張を利用しますので、転用に関しましては問題ございません。 他のところにつきましても、該当してありませんので、転用については問題ございません。 事務局からは以上となっております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるようにですね、問題が無いというようなことでございます。皆さんの中で何か有ればご発言をいただきたいと思ひます。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認いただきましょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。賛同いただける推進員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。全会一致でございますので、議案第3号は許可相当といたします。</p> <p>調査員長の終了でございますので、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (原田文利)</p>	<p>はい。慎重な審議ありがとうございました。</p> <p>現地調査をした中で気づいたんですけども、法第3条ですけども、荒れる前に、次に耕作を受けてくれる人がおれば、本当に、現地を見ながら、我々も安堵したとこでありますし、逆に、都市計画区域の中の農地についてはですね、今回も例がありましたけども、やっぱり何年か耕作放棄されてるところについてはですね、宅地化になるんですけどもそれも、条件整えば、問題無いということで、逆に、都市計画区域においては、もう耕作がし難い状況が窺われたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お疲れさまでございました。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして10ページ、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、でございます。新規が6件、再設定11件、所有権移転1件、中間管理事業（新規）2件でございます。</p> <p>この中で議事参与の方がおられますので退出をお願いします。○番の○委員の退室をお願いいたします。それでは、12ページNo.370、借り手、○氏ですね。</p> <p>この件につきまして、よろしいでしょうか。</p> <p>エリアの方よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>決定いたしたいと思います。</p> <p>それでは事務局の方から、ちょっと説明をいたしたいと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>では、私の方から、今月1件、所有権移転がありますので、その説明をさせていただきます。</p> <p>19ページをお願いします。</p> <p>所有権移転の議案が19ページ、番号383になります。対象農地は大字渡里、○と○になります。こちらは公益社団法人分県農業農村振興公社から、○さんが所有権を移転するものになります。これは農地売買等支援事業というものを使い、所有権移転を行います。概要につきましては、お配りしております資料No.1の最後のページに付けておりますので、ご一読をお願いします。農業経営基盤強化促進法の定めによりまして、規模縮小農家から、中間管理機構、大分県では公益社団法人分県農業農村振興公社になっておりますが、農地を買入れまして、一定期間保有の後、規模拡大の農家に売り渡すということになっております。</p> <p>こういった案件が、年に数回ございます。</p> <p>今回、この事業の活用によるメリットといたしましては、要件等につきまして、資料の方に書いておりま</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>すので、ご一読いただければと思います。 私からは以上となります。</p> <p>ありがとうございます。 農地売買等支援事業につきましてですね、19ページ、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、承認いたしたいと思います。</p> <p>それではですね、それぞれの委員のエリアにおいてご確認をお願いいたしたいと思います。 問題があれば挙手をして、発言願いたいと思います。 よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 計画要請の内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各項目を満たしていると考えます。ご意見が無かったら、ご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。承認いたしたいと思います。</p>

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>次に21ページですね、議案第5号 日田市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正についてです。</p> <p>事務局の方は、説明をお願いいたします。</p> <p>議案第5号 日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について、になります。21ページの議案第5号をご覧ください。</p> <p>推進委員の担当区域ですね、地区担当の区域割りの一部を改正するものでございます。</p> <p>表の中をご覧ください。左手が改正後の表の一部分抜き出したものになります。右手が改正前のものになります。今回改正を行うのは、旧天瀬町の三区域になります。馬原区域、中川区域、五馬区域の三区域になります。もともとの以前の行政区域に合わせて、推進委員さんの地域把握状況等を考慮して、以前の行政区域に合わせた区域分けに変更をしたところでございます。</p> <p>もともとの馬原村、中川村、五馬村の区域に合わせて、表の左手のように改正するものでございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>議案第5号ですね、規則の一部を改正する規則ということでございます。</p> <p>よろしいでしょうか、何か質問のある方、挙手をしていただけますか。よろしいですか。天瀬町の方、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>日田市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則、を承認いたしたい</p>

と思います。

次に12ページです。

議案第6号 12月調査員の選任についてでございます。

日田市農業委員会委員の現地調査及び実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。

私の方に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長
(石井照久)

それでは指名したいと思います。

4番 穴井浩司委員、8番 湯浅正徳委員、16番 井上俊勝委員の3名の方をお願いしたいと思います。

それでは、次に報告に入りたいと思います。

(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 2月 8日

議 長 会 長

署 名 委 員 16番

署 名 委 員 17番